



TOKACHI SHINKUMI
DISCLOSURE

2015



2015年 ディスクロージャー誌
十勝信用組合の現況

平成26年4月1日～平成27年3月31日

 あなたのくらしのパートナー
十勝しんくみ



目次 Contents

ごあいさつ	2
経営理念、基本方針、沿革・歩み	3
組合概況、事業の組織図、役員の一覧、会計監査人の名称	4
事業概況、主要な経営指標の推移	5
自己資本の充実の状況	6
不良債権等の対応	7
リスク管理態勢について	8～11
コンプライアンス(法令等遵守)態勢について	12
総代会制度について	13
主要な事業の内容	14
商品・各種サービスのご案内	15～16
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況	17～20
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21
資料編	22～38
法定開示項目一覧	39
報酬体系について	40
営業地区・店舗、トピックス	41
店舗一覧表	42





ごあいさつ

皆様方には、ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。

平素は十勝信用組合に格別のご愛顧、お引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ここに当組合の現況について、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

昨今の我が国経済はアベノミクスの推進により円高の是正、株価の上昇、雇用の改善など顕著な成果も見られるものの、その効果が全国津々浦々にまでは及んでおらず、当地域にあっても人口減少対策が焦眉の急となるなど地元経済の活性化、地方創生が大きな課題として残されています。

このような情勢下、当組合は昨年策定した中期経営計画(3ヵ年)に基づき、平成26年度も引き続き地域金融の円滑化と経営の強化に邁進してまいりました。

また、昨年度は特にお客様の利便性を考え、11月に念願でありました啓北支店を移転新築し、開店に伴う記念定期も発売し、地域の方々よりご支援、ご協力を頂き無事開店することが出来ました。

これもひとえに、皆様のおかげと心より感謝申し上げます。

平成27年度においては、「ネットバンキング」の導入によるお取引先へのサービスの提供、地方創生への対応として地方自治体、経済関係団体等との連携強化をはかり、地域金融機関の役割と共に、健全性確保、体質強化に努めてまいります。

当組合は来年の60周年に向け、十勝経済の振興をはじめ創業支援や事業継承、販路拡大等お客様の課題解決にも全力で取り組み、ふるさと帯広十勝の発展のために役職員一丸となり一層の努力を重ねてまいりますので、引続きご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成27年7月

十勝信用組合

理事長 高橋 克弘



経営理念

1 存在意義

常に、きめ細かな心の通った金融事業を通じて、取引先の繁栄と地域社会発展のため努力する。

2 行動規範

当組合で働く者は、金融業務のプロとして恥ずかしくないように常に自己研鑽に励むものとする。

3 経営姿勢

組合の永遠の発展のため、健全経営をはかり、役職員の生活向上を目指して努力する。

基本方針

十勝信用組合は役職員の心を合わせ、相互扶助の精神に基づき地域の皆様から信頼され、且つ、必要とされる金融機関として、地域経済の発展に努めると共に、組合員の経済的地位の向上を図る事とする。

沿革・歩み

昭和	31年	8月	帯広市西1条南12丁目に開店
	37年	11月	緑ヶ丘出張所開店(昭和41年10月3日に支店に昇格)
	39年	11月	北出張所開店(昭和42年9月に支店に昇格)
	42年	11月	幕別支店開店
	43年	11月	本店、現在地に移転開店
	50年	12月	上士幌支店開店
	52年	11月	南支店開店
	55年	12月	西支店開店
	58年	9月	啓北支店開店
	59年	8月	全銀データ通信システム(為替)に加盟
	60年	8月	預金業務オンラインシステム稼働開始(全国信組共同)
平成	2年	7月	銀行等業態間CD提携(MICS)業務開始
	8年	11月	創立40周年記念式典挙行
	10年	6月	北海道拓殖銀行春駒橋支店跡に緑ヶ丘支店移転
	12年	4月	郵貯とのCDオンライン提携業務開始
	12年	4月	信用組合業界の監督事務が北海道から金融庁に移行
	14年	1月	損害保険窓販業務開始
	14年	12月	上士幌支店改築開店
	15年	4月	インターネットホームページに経営情報の開示開始
	16年	4月	中小企業金融公庫・釧路信組・十勝信組において業務提携・協力について覚書を締結
	16年	11月	監査法人 トーマツと監査契約の締結
	16年	12月	決済用預金(無利息型普通預金)の取扱を開始
	17年	6月	本店建物改修
	17年	9月	「十勝しんくみ まごころ相談室」及び「しんくみ利用者相談室」の開設
	18年	1月	ATMによる他行振込カード利用開始
	18年	2月	一時払い終身生命保険の取り扱い開始
	18年	11月	創立50周年記念式典を開催
	19年	5月	第5次オンラインシステム運用開始
	19年	8月	北海道財務局 金融検査受検
	20年	2月	適格機関投資家の指定を受ける
	20年	3月	北海道後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関契約締結
	20年	6月	高橋 克弘 理事長に就任
	20年	12月	北海道財務局主催「金融庁機能強化法に係る説明会」参加
	21年	5月	預金保険機構検査受検
	21年	12月	北海道財務局主催「中小企業等金融円滑化法に係る説明会」参加
	22年	5月	北海道財務局主催「危機対応業務に係る指定金融機関制度に関する説明会」参加
	22年	6月	北海道財務局 金融検査(金融円滑化)受検
	22年	9月	金融庁業務説明会参加
	22年	9月	全信組連札幌支店による国庫金検査受検
	22年	10月	北海道財務局主催「視覚障がい者団体と金融機関との意見交換会」参加
	22年	11月	井上潔前理事長「黄綬褒章」受章
	22年	11月	北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
	23年	3月	北海道財務局主催「地域密着型金融シンポジウム」参加
	23年	9月	金融庁業務説明会参加
	23年	10月	北海道財務局主催「疑わしい取引の届出」研修会参加
	24年	1月	北海道財務局 金融検査受検
	24年	5月	高木喜一元理事長「旭日双光章」受章
	24年	12月	経営革新等支援機関として認定を受ける
	25年	2月	でんさいネット(全銀電子記録債権)開業に合わせて取扱開始
	25年	11月	高橋克弘理事長「黄綬褒章」受章
	26年	11月	啓北支店、現在地に移転開店
	27年	1月	北海道財務局 金融検査受検

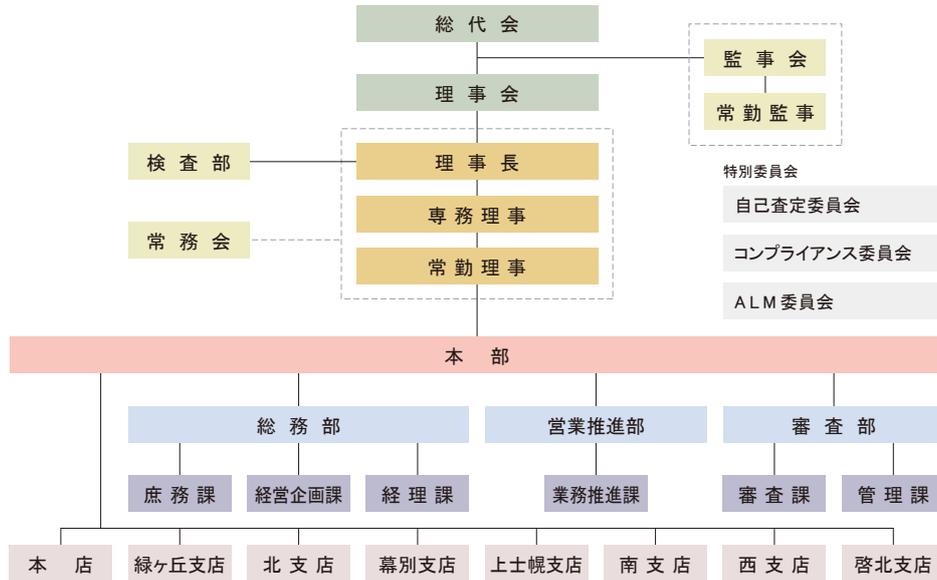
組合概況

(平成27年3月31日現在)

■ 名称	十勝信用組合	■ 職員数	76名(男性47名・女性29名)
■ 本店	〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地 TEL 0155-23-1371(代)	■ 店舗数	8店舗
■ 設立	昭和31年8月	■ 市内	本店、緑ヶ丘、北、南、西、啓北
■ 出資金	4億79百万円	■ 管内	幕別、上士幌
■ 預金残高	477億円	■ 事業内容	預金・融資・為替業務の他 ㈱日本政策金融公庫等各種代理業務
■ 融資残高	280億円	■ 商工会議所	議員、部会役員への参画

事業の組織図

(平成27年6月23日現在)



役員の一覧 [理事及び監事の氏名及び役職名]

(平成27年6月23日現在)



理事長
高橋 克弘



専務理事
大場 孝志



常勤理事
寺井 誠一



常勤理事
橋場 幸一



理事
千葉 清孝



理事
徳井 裕昭



理事
藤原 治



理事
五日市 修



理事
本田 公一



常勤監事
高木 良二



監事
高橋 千尋



員外監事※
白岩 征之

当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。
※協同組合による金融事業に関する法律に定める員外監事

会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

事業概況

預金・積金の状況

平成26年度は、地縁・人縁による地域密着活動を更に推進し、利用者の利便性向上を主眼とした外訪活動を積極的に展開しました。「子育て応援定期」の推進、また年金受給先を対象とした「年金旅行」「理事長杯年金パークゴルフ大会」等を実施し、しんくみファン増加の為に活動を展開したことより期末の預金残高は477億11百万円(対前期比28億53百万円増・6.36%増)となりました。

貸出金の状況

昨年に引き続き、地元の活性化のため創業支援資金をはじめとし、太陽光発電設備資金など積極的に貸出金需要にこたえてきましたが、いまだ中央での景気回復が管内景気に十分に波及していない状況にあり、先行きの不透明感から、増加運転資金及び設備資金において資金需要が抑えられた結果、貸出金残高は280億2百万円(対前期比△3億1百万円・1.07%減)となりました。

損益面の状況

貸出金利息は利回りの低下により、対前期比16百万円の減少ではありましたが、投資信託の益出しにより有価証券利息配当金が対前期比1億13百万円の増加となりました。しかし、その他の経常費用で貸倒引当金繰入額に1億22百万円計上した結果、税引前当期利益は1億98百万円で対前期比1億40百万円減、当期純利益は計画52百万円に対し1億24百万円でありましたが、対前期比では1億10百万円減でありました。

組合員・出資金の状況

自己資本の充実を図るために、今期も前期に引続き、出資金の増強を推進いたしました。その結果、組合員皆様のご理解・ご協力を頂き、当期中に出資金額19,390千円の増加となり、組合員数は11,822名、出資金総額は479,742千円となりました。

出資配当率について

出資配当は、業績等から年2%の据置きといたしました。

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,121,816	1,131,029	1,113,389	1,199,046	1,224,479
経常利益	146,132	105,889	217,625	339,850	201,170
当期純利益	120,474	74,721	181,193	234,121	124,033
預金積金残高	42,642,782	42,839,433	43,689,103	44,857,828	47,711,057
貸出金残高	28,757,527	28,496,971	28,576,688	28,304,502	28,002,505
有価証券残高	10,476,140	9,697,785	9,952,394	10,617,679	14,214,324
総資産額	45,101,554	45,419,407	46,760,566	48,264,333	51,294,512
純資産額	1,762,236	1,876,523	2,333,765	2,640,699	2,922,841
単体自己資本比率	9.34%	9.42%	9.34%	10.03%	11.10%
出資総額	431,354	441,887	448,254	460,352	479,742
出資口数	862,708 口	883,774 口	896,508 口	920,704 口	959,484 口
出資に対する配当金	8,374	8,640	8,732	8,948	9,282
職員数	70 人	73 人	73 人	71 人	76 人

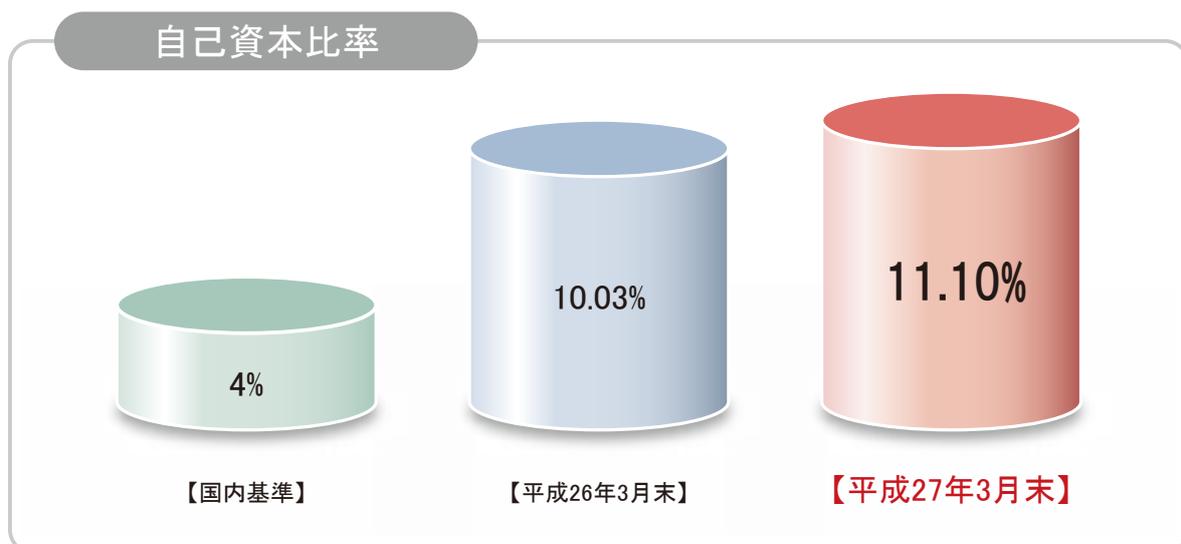
(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質の健全性を示す重要な指標です。

当組合の平成27年3月末の自己資本比率は、国内基準(4%)を充分上回る11.10%を確保しております。当組合は、皆様からの信頼にお応えできるよう健全性を維持し、財務体質の強化に努めてまいります。



■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金及び一般貸倒引当金等により構成されています。

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、十勝管内のみを営業区域として営業を行う金融機関で、平成27年3月末の自己資本比率は、11.10%と国内基準(4%)を大きく上回っております。

これまで地域のお客様方にお持ちいただいている出資金と利益等により、自己資本充実を図り、経営の健全性・安全性を保ってきております。

尚、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づいた業務推進を通じ得られる利益により資本の積上げを施策として考えております。

また、自己資本の大半は、出資金や準備金・積立金等の最も安定した基本的項目の資本で構成されております。

不良債権等の対応

当組合は、融資審査・管理能力の向上に努め、貸出債権の不良化の未然防止に努めております。また、貸出金査定業務の厳正運営により保有する資産がどの程度の危険にさらされているかを適正に把握し、資産の健全性確保を図っております。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) (B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年3月末	929	423	506	929	100.00%
	平成26年3月末	1,024	527	497	1,024	100.00%
危険債権	平成27年3月末	734	572	128	701	95.47%
	平成26年3月末	612	561	39	600	98.05%
要管理債権	平成27年3月末	253	211	1	213	84.07%
	平成26年3月末	220	174	2	177	80.48%
不良債権計	平成27年3月末	1,918	1,207	636	1,844	96.16%
	平成26年3月末	1,857	1,263	539	1,802	97.04%
正常債権	平成27年3月末	26,190				
	平成26年3月末	26,586				
合計	平成27年3月末	28,108				
	平成26年3月末	28,444				

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7. 金額は決算後(償却後)の数値です。

■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	平成27年3月末	112	50	62
	平成26年3月末	134	92	42
延滞債権	平成27年3月末	1,548	943	572
	平成26年3月末	1,501	995	493
3か月以上延滞債権	平成27年3月末	35	35	0
	平成26年3月末	8	8	0
貸出条件緩和債権	平成27年3月末	218	176	1
	平成26年3月末	212	166	2
合計	平成27年3月末	1,915	1,205	636
	平成26年3月末	1,857	1,263	539

※単位未満は切り捨てて表示しております。また率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立があった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立があった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立があった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立があった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1~3を除く)です。
 5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づき担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■貸出金償却の額

(単位:百万円)

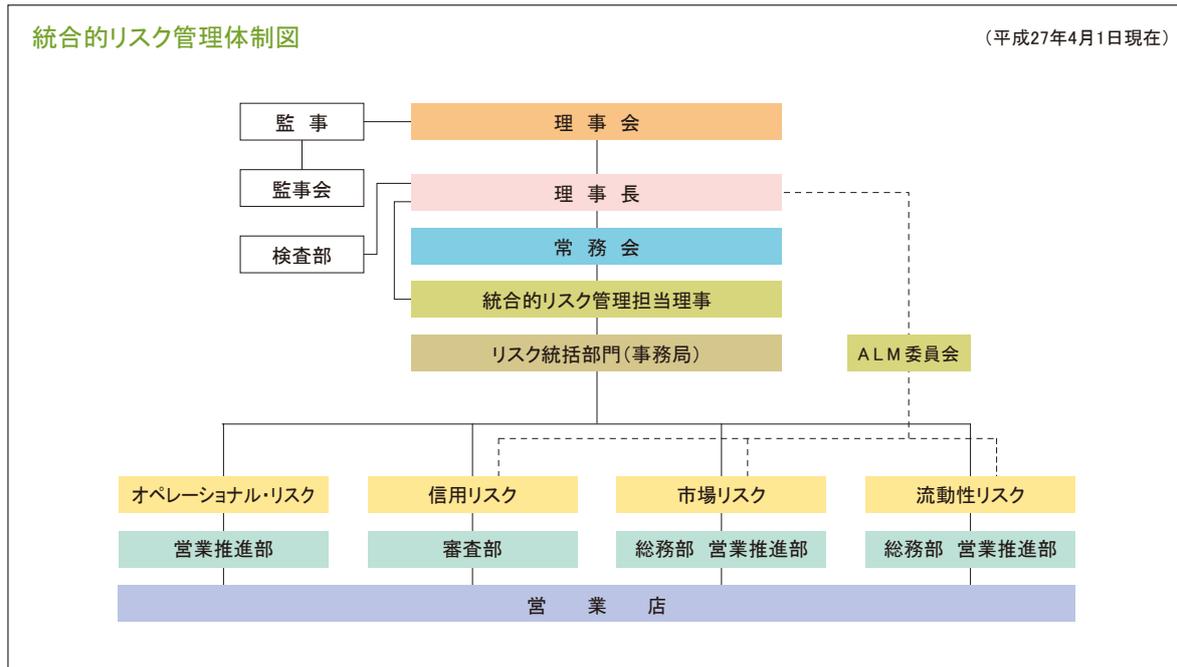
項目	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	—	—

- (注) 1. 貸出金償却額は、前期までの引当額を控除した実質支出額を記載しています。
 2. 単位未満は切り捨てて表示しております。

リスク管理態勢について

金融環境が大きく変化する中で、金融機関の業務は経営全般に亘り様々なリスクが一段と多様化・複雑化し、経営の自己責任が強く求められています。

当組合の統合的リスクの管理は、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的とし、「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク統括部門は各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して統合的リスク管理態勢の充実・強化に努めております。



■市場リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクター(危険要素)の変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生みだされる収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなっています。当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、定期的にリスク統括部門に報告し、また「ALM規程」に基づきALM委員会を定期的に開催し、資産の健全性と収益の向上に努めております。

■流動性リスクの管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、資金調達手段や調達先の多様化などを図り、流動性の健全確保に対しても万全の体制をとっております。また「流動性リスク管理規程」に基づき、定期的に統合的リスク管理部門に報告し、適正な資金管理に努めております。

尚、当組合では、資金を市場から調達していない事から「資金繰りリスク」のみを流動性リスク管理として対応しています。

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産(オフバランス資産を含む)価値が減少または消失して当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、貸出審査部門と営業推進部門を分離し内部研修・外部研修を通じ審査管理能力の向上に努め、更には厳正な資産の自己査定を行い資産の健全化に努めています。

貸倒引当金の計算基準として、一般貸倒引当金については、正常先債権及び要注意先債権を一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

個別貸倒引当金については、破綻懸念先債権は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てており、実質破綻先債権及び破綻先債権は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その引当結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

また、「信用リスク管理規程」に基づき定期的に統合的リスク管理部門に報告し、資産の健全性確保に努めております。

●リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)の4社を採用しております。

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類毎の適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には、融資金に対する保全としての預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等による保全措置を講じておりますが、あくまでも補完的位置付けと認識しております。

当組合は、融資の取上げに際しては資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、さまざまな角度からの判断と、担保又は保証人に過度に依存しない融資姿勢に努めております。

なお、審査の結果において担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき、ご契約をいただく等適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証等があり、その手続きについては、当組合が定める「事務取扱規程」等により適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、「事務取扱規程」等に基づき適切な取扱いに努めております。

尚、信用リスク削減手法としては、預金積金や上場株式等による適格金融資産担保・政府関係機関等による保証を採用しており、担保に関する手続きについては事務規定等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価及び管理を行っております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引はありません。

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切である事又は外生的な事象により損害を被るリスクであり、主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方針を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的かつ実効性のある内部管理態勢を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

また、リスク統括部門が各リスクの管理所轄部署と連携し、検査部による自店検査及び臨店検査、営業推進部の臨店によるモニタリング等の結果に基づき、統括的なリスク管理態勢の充実・強化に努め態勢上の問題点を把握し、適時適切な指示を各部に対し行うと共に、担当理事が常務会へ報告する等リスクコントロールする態勢によりリスクの削減に努めております。

(システムリスク管理の方針)

- 当組合のコンピューターシステムは、しんくみ全国共同センター(以下「SKC」という。)のシステムを利用していることから、SKCと一体となってシステムの安定稼働に万全を期し、障害等の発生を未然に防止するため、SKCの運営に積極的に参画するものとする。
- 当組合は、SKCからのデータを基に作成する独自資料の管理並びに危機管理対応に備えるために補完システムを有していることから、これらのリスク管理も行うものとする。
- 通常業務管理のために導入が図られているパソコン等についても、リスク管理を行うものとする。

(事務リスク管理の方針)

- 当組合は、事務リスク管理の重要性を鑑み、次により事務リスクを軽減すべき対応を図り、顧客からの信頼性向上に努める。
- 事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正性の維持を図る。
- 事務規程・各種マニュアルの整備と適切な事務指導を実施し、事務処理の厳正化と事務上のミスや不正の未然防止のための内部管理態勢の充実・強化を図る。
- 機械化・システム化により手作業事務処理の軽減を図る。
- 現金の取扱は、別に定める「出納事務取扱要領」、金券の取扱については、「重要証書類出庫入庫事務取扱要領」に基づき厳格に行う。
- 事故の未然防止、事務レベルの向上のため、検査部による臨店検査を全店年1回以上実施するほか、営業店においても毎月1回の店内検査の実施を図る。
- 各営業店に対し計画的な研修・指導を行い、事務水準の向上を図る。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または、株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。(子会社及び関連会社株式はありません)

そのうち上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価およびバリュアットリスク計測により把握し、定期的並びに適宜、リスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。

株式関連投資信託への投資は、債券運用のヘッジ資産とし、「年間運用計画書」に従いポートフォリオの調整を行っております。なお、取引に当たっては、当組合が定める「資金運用規程」「資金運

用基準要領」「有価証券運用基準要領」に基づいて適正に運用・管理に努めております。

一方、非上場株式、優先出資証券、投資事業組合への出資金については、上記規程・要領に則り適正な運用・管理に努め、リスク状況については、財務諸表、運用報告書を基に、定期的に常務会へ報告し適切なリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分に関する規程」「有価証券時価評価算定基準要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

● 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合では取扱しておりません。

■ 金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR法を用い、金利リスクを算定し、ALM委員会で協議検討するとともに、定期的にリスク統括部門に報告し、その内容を統合的リスク管理担当理事から常務会に報告を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合は、預貸金については、SKC-ALMシステムを用いて、有価証券については、VaR法により金利リスクを計測しております。

VaR(バリュアット・リスク)は、以下の定義に基づき算定しております。

- | | |
|----------|---|
| 1. 計測手法 | 再評価方法 |
| 2. 対象 | リスクの対象は、預貸金(預け金を含む)、有価証券 |
| 3. リスク額 | ①保有期間:預貸金(預け金を含む)240日、有価証券120日
②信頼区間99%
③観測期間5年
にて最大損失額を計測しております。 |
| 4. コア預金 | コア預金とは明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。
当組合では、流動性預金全般(当座・普通・貯蓄預金等の預金)を対象に
①過去5年間の最低残高
②過去5年の最大年間流失量を現残高から差し引いた残高
③現残高50%相当額
のうち③を採用し、満期は2.5年に残高全額があると想定して算出しております。 |
| 5. 計測の頻度 | 月次 |

コンプライアンス(法令等遵守)態勢について

金融機関には、一般の企業に比べ公共性が高く、社会的責任を意識した経営が常に求められ、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、マネーロンダリング、テロ資金供与の防止など数多くの法令やルールがあります。この法令やルールを厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることを法令遵守(コンプライアンス)と言います。

基本的な考え方

当組合は、協同組合組織による組合員の相互扶助を理念においた金融機関として、社会的責任と公共的使命を認識し、法令や社会的規範等を遵守し、日常業務を正確適正に行い、リスクを未然に防止する機能を有し、経営の健全性を保つことが経営の根幹であると考えております。そのことにより、地域の皆様から真に頼りにされ、取引先、地域社会の発展に寄与できる金融機関の基本であると考えております。

当組合の取り組み

当組合は、コンプライアンス態勢の構築が経営の最重要課題とし、十勝信用組合倫理綱領を基本に据え「コンプライアンス規程」を基に、役職員全員が経営の健全性を高め、社会からの信頼を確かなものとするコンプライアンスの基本原則に学び、理事長を先頭に本部及び本支店の各部門ごとにコンプライアンス態勢の徹底に努めております。

当組合のコンプライアンス基本方針

- | | |
|---------------------------|--|
| <p>1. 社会的使命と公共性の自覚と責任</p> | <p>(1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小企業者及び勤労者等の金融の円滑化に努めます。</p> <p>(2) 当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。</p> |
| <p>2. 信頼の確保</p> | <p>(1) 当組合は、常に各種法令・規則を遵守しその精神を尊重します。</p> <p>(2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会、顧客からの信頼確保に努めます。</p> |
| <p>3. 経営の透明性の確保</p> | <p>当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。</p> |
| <p>4. 反社会的勢力の排除</p> | <p>当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。</p> |

● 顧客保護等管理態勢

当組合では、顧客の保護及び利便性の向上を図ることを目的に「顧客保護管理規程」を定め、顧客保護等管理が適切に行われることに努めております。

顧客保護等管理とは、

- (1) 顧客に対し与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引の説明が十分に行われるよう管理すること。
- (2) 顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に処理されるよう管理すること。
- (3) 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に行われていることを管理すること。
- (4) 当組合の業務を外部委託する場合、業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることを管理すること。
- (5) 当組合の業務に関し顧客保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務が適切に行われるように管理すること。

● 利益相反管理方針の概要

当組合は、当組合とお客様の間における取引に関し法令等を遵守し、当組合の商品・サービスを利用し又は利用しようとする方の正当な利益の確保及びその利便性の向上に努め、もってお客様からの信頼が確保されるよう継続的に取り組みます。

また、当組合は法令等に従い当組合の利益相反管理方針を制定し、その概要をここに公表します。

1. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること。
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること、また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理部門において、適切な特定を行います。

2. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ① 優越的地位の濫用により、お客様の不利益のもとに当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引。
- ② ビジネスマッチング等において、一方のお客様に対する利益よりも優先して特定のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引。
- ③ お客様から入手した情報を不当に利用して、当組合または他のお客様の利益を図る取引。

3. 利益相反管理体制

当組合は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当組合には、グループ会社等がありませんので利益相反管理の対象は、当組合のみとなります。

総代会制度について

■ 総代会について

信用組合は、協同組合組織の金融機関であり、その組合員によって構成される組合の最高意思決定機関として総会を設けることとなっております。当組合では、定款の定めにより、営業区域内の6地区の組合員の中から選挙された総代によって組織される総代会を採用しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映させるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙させた総代により運営され、組合員の意思を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■ 総代の定数及び任期

定款の定めにより、総代の定数は100人以上110人以内とし、現在は104人を定数としております。また、総代の任期は3年となっております。(現総代数-102人、任期満了日-平成29年10月18日)

総代の選出方法は、総代選挙規程に定められ、帯広市内を第1区とし十勝管内の町村を2区から6区にわけて組合員の中から選んでいます。

■ 総代会の決議事項

総代会では、総代選挙を除く総会の権限に属するあらゆる事項の議決を経なければなりません。主な決議事項は次のとおりです。

1. 定款の変更
2. 理事・監事・会計監査人の選任及び解任
3. 決算関係書類の承認及び剰余金の処分
4. 毎事業年度の収支予算及び事業計画

第59期通常総代会決議のご通知

平成27年6月23日開催の第59期通常総代会におきまして、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

記

- 第1号議案 剰余金処分承認の件
 第2号議案 平成27年度(第60期)事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
 第3号議案 定款第15条・第16条による組合員除名の件
 第4号議案 平成27年度の役員報酬等の最高限度額決定の件

■ 選挙区域及び定員

選挙区	区域	範囲	定員
1	中央東	西13条以东～西6条まで、南13丁目以北帯広川まで 西5条以东～西1条まで、南13丁目以北南7丁目まで 大通以东～礼内川まで、旧広尾線以北南7丁目まで	12
	南	西8条以东、南14丁目並びに旧広尾線以南、 公園東町から西12条以东、福田町・川西町及び大正町まで	16
	北	西5条以东、南6丁目以北	9
	緑ヶ丘	西9条以西、道々八千代・帯広線を経て、 緑ヶ丘公園、南町、空港南町を含み大空町まで	16
	啓北	西16条以东、帯広川を経て、 西12条から南3丁目以北西6条以西	6
2	西	西17条以西、帯広川を経て、 西14条以西、南13丁目並びに西16条から南13丁目以北	12
	2	芽室町 清水町 新得町 鹿追町	2
3	幕別町 池田町 豊頃町 浦幌町	14	
4	音更町 士幌町 上士幌町	14	
5	中札内村 更別村 幕別町忠類 大樹町 広尾町	2	
6	本別町 足寄町 陸別町	1	

■ 組合員の意見を反映させる取組み

当組合では、総代会に限定することなく、利用者アンケート調査や総代との地区ごとの懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

■ 組合員数

(単位:人、百万円)

区分	平成25年度		平成26年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	10,213	351	10,502	370
法人	1,319	109	1,320	109
合計	11,532	460	11,822	479



■ 総代氏名

(平成27年6月23日現在)
 任期/平成26年10月19日から平成29年10月18日

敬称略・順不同・()の数は就任回数

● 第1選挙区総代名簿

(帯広市、中央・東区域) 定員12名(現員12名)

南7(ニューポーション) (1) テーエス電気工事係 (9)
 南いせきビル (2) 十勝毎日新聞社 (7)
 久保不動産係 (5) 榊新妻組 (6)
 南河野産業 (10) 広瀬 豪 (5)
 庄内 忠道 (3) 南ホテル十勝屋 (2)
 南高橋肉店 (5) 南大和家具店 (3)

● 第1選挙区総代名簿

(帯広市、西区域) 定員12名(現員12名)

石川 博機 (6) 東洋建機リース係 (8)
 大越 重春 (3) 日東電気工業係 (2)
 河西 智子 (2) 堀川建設係 (5)
 神田 龍一 (1) 南マツ建設工業 (5)
 久保 且佳 (2) 南丸山工業所 (6)
 坂本 繁雄 (10) 南 隆司 (2)

● 第1選挙区総代名簿

(帯広市、南区域) 定員16名(現員15名)

南アイエス (6) 南小森照吉商店 (5)
 浅岡工業係 (7) 杉本 康広 (3)
 南アルムシステム (3) 南南大門 (1)
 内山 武 (4) 南西川工務店 (2)
 南梅 屋 (10) 北裕建設係 (3)
 遠藤 豊和 (1) 南細野米穀 (1)
 梶野宗一郎 (2) 松永 建夫 (9)
 窪田 武 (11)

● 第2選挙区総代名簿

(芽室町、清水町、新得町、鹿追町) 定員2名(現員2名)

南栄 和 (2)
 南北海運輸 (8)

● 第3選挙区総代名簿

(幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町) 定員14名(現員14名)

南アスワン (5) 南笹原産産 (2)
 伊藤 光一 (3) 佐藤富士雄 (6)
 木川 拓二 (14) 渋谷 清一 (10)
 南地技術コンサルタンツ係 (8) 照本 保 (3)
 南興農産業係 (7) 新田 正憲 (1)
 南斉藤 榮一 (11) 古田 和昭 (7)
 南笹井 守 (3) 南前川 剛司 (4)

● 第1選挙区総代名簿

(帯広市、緑ヶ丘区域) 定員16名(現員15名)

南大木 勲 (5) 南中里 邦雄 (3)
 南大友 俊雄 (1) 南野々村 一 (10)
 南南川崎米穀 (2) 南能本 政弘 (2)
 南昭栄電機係 (4) 南橋向 賢治 (7)
 南瀬野 秀雄 (3) 南尾藤 輝幸 (5)
 南相馬 範雄 (6) 南南美容室ア・ラモード (2)
 南南ちえん (3) 南吉田 広志 (1)
 南南千葉工務店 (4)

● 第4選挙区総代名簿

(音更町、士幌町、上士幌町) 定員14名(現員14名)

南飯高 義幸 (8) 南南高橋組 (7)
 南南カイト (9) 南中島 卓蔵 (9)
 南上士幌自動車工業係 (1) 南福本 武 (11)
 南南基覚工業 (6) 南三澤工業係 (2)
 南後藤 良勝 (5) 南南宮内電気 (5)
 南南酒井 清身 (1) 南南森岡建設 (14)
 南南杉山 幸昭 (4) 南山田 志雄 (4)

● 第1選挙区総代名簿

(帯広市、北区域) 定員9名(現員9名)

南南青木燃料 (2) 南野沢 康大 (1)
 南岩田水産係 (3) 南南林製パン工場 (14)
 南南梶尾花園 (9) 南松田 安巨 (4)
 南南川村 裕史 (7) 南三ツ輪建材係 (8)
 南南日昇車輛係 (7)

● 第5選挙区総代名簿

(中札内村、更別村、幕別町忠類、大樹町、広尾町) 定員2名(現員2名)

南南石村車輛整備工場 (8)
 南南遠藤 良博 (8)

● 第1選挙区総代名簿

(帯広市、啓北区域) 定員6名(現員6名)

南南山 (10) 南南成田 リサ (1)
 南南田岡 文雄 (1) 南南安田 行英 (4)
 南南千葉 栄 (12) 南南和田 敏雄 (1)

● 第6選挙区総代名簿

(本別町、足寄町、陸別町) 定員1名(現員1名)

南南豊田 憲司 (2)

以上定員 104名
 現員 102名

※個人情報保護法に基づく同意を得ております。

主要な事業の内容

(平成27年6月23日現在)

預金業務

預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、決済性預金、
通知預金、定期預金、定期積金、
別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

貸出業務

(イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ)手形の割引

商業手形、為替手形の割引を取扱っております。

商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、
社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

振込・送金・代金取立等を取扱っております。

外国為替業務

取扱っておりません。

社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

附帯業務

(イ)債務保証業務

(ロ)代理業務

- (a) ㈱日本政策金融公庫、
全国信用協同組合連合会、
- (b) ㈱商工組合中央金庫、
- (c) 住宅金融支援機構の代理貸付業務
- (d) 北海道建設業信用保証㈱の代理業務
- (e) ㈱勤労者退職金共済機構の代理業務

(ハ)地方公共団体の公金取扱業務

(ニ)両替業務

(ホ)保険業法により行う保険契約の締結の代理又は媒介

(ヘ)電子債権記録業に係る業務

※詳しい内容については窓口でおたずねください。

各種手数料一覧

●内国為替手数料

振込	電振振	同一店舗内宛		十勝信用組合本店支店		他金融機関宛		
		組合員	一般	組合員	一般	組合員	一般	
振込	電振振	5万円以上	108円	324円	216円	432円	648円	
		5万円未満	108円	216円	108円	216円	432円	
振込	文書振	5万円以上					648円	756円
		5万円未満					432円	540円
ATM振込	キャッシュカード振込 他行カード振込	5万円以上	108円		216円		486円	
		5万円未満	108円		108円		324円	
ATM振込	現金振込	5万円以上10万円以下	216円		324円		648円	
		5万円未満	108円		108円		432円	
振込	定額自動送金	5万円以上	108円	108円	216円	432円	648円	
		5万円未満	108円	108円	108円	216円	432円	
振込	取立手数料	同地あて					無料	無料
		隔地あて					432円	864円
振込	振込送金	至急振					432円	864円
		普通振					432円	864円
振込	取立手形	細戻(取消)手数料	無料		648円		648円	
		変更(訂正)手数料	無料		216円		648円	
振込	店頭揭示料					(但し、取立費用が648円を超える時は実費)		
						648円		
振込	手形振戻・不渡手形返却料					648円		
						648円		
定額自動送金基本料		1契約につき1,080円						

※当組合同一店舗内振込(ATM振込を含む)の1万円未満の手数料は無料となります。
※振込その他の振込をお持ちのお客様は、ATM振込の手数料額で窓口振込をご利用できます。
※文書振込による振込は「付帯物件付振込」「国庫金・公金の振込」に限定した扱いとなります。

●各種用紙代

小切手帳	1冊(50枚綴り)	648円
約束手形帳	1冊(25枚綴り)	432円
専用約束手形用紙	1枚 540円	口座開設料3,240円
自己宛小切手用紙	1枚	540円
借入用約束手形	1枚	648円

●再発行・交付等に関する手数料

通帳、証書、カード等の再発行手数料	1冊、1枚	1,080円
夜間金庫パック4個まで(1個増すごとに216円加算)	月額	7,560円

●不動産担保事務取扱手数料

住宅ローン及びその他消費ローン(道・市住宅制度融資を除く)

新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	21,600円
一般扱い		
新規設定、追加設定、極度額変更、譲受、差換等で 物件調査を伴うもの	1件	43,200円

●両替及びつり銭に関する手数料

取扱枚数	手数料
1枚～20枚	無料
21枚～100枚	108円
101枚～1,000枚	324円
1,001枚～2,000枚	540円
2,001枚以上、1,000枚増す毎	216円加算

※両替枚数のカウント方法は、ご持参金額あるいはご希望金額のどちらが多い方と致します。
※つり銭準備金等の希望金額を指定する預金払戻については、一万円券を除く五千円券以下の合計枚数が101枚以上からの対象となります。

●ATMサービス手数料・取扱時間

		当組合カード	他組合カード (しんくみお得ネット)	他行カード (相互入金)
平日	8:45～18:00	無料	無料	108円
	18:00～19:00 注1	108円	216円	216円
土曜日	9:00～14:00	無料	無料	108円
	14:00～17:00	108円	216円	216円
日曜日	9:00～17:00	108円	216円	216円
祝日	9:00～17:00	108円	216円	216円

注1 平日当組合の本店以外の店舗は18:00迄。
※当組合の土曜・日曜・祝日ATM稼働店は本店となります。
※ATM振込・ATM相互入金については、一部取扱の出来ない店舗(機種)がありますので詳しくは窓口におたずねください。
※各手数料は、消費税込みの金額となっております。
※「組合員」とは、当組合の出資金をお持ちの方です。
※各種手数料一覧は、代理貸付など委託業務を除く手数料を表示しております。
※その他手数料(委託業務等)につきましては窓口におたずね下さい。
※他金融機関ATMご利用の際の手数料は、ご利用する金融機関によって異なります。

●セブンイレブン設置のATMは24時間ご利用いただけます。

(但し、4:00から4:10までの10分間はご利用になれません)

		セブンイレブンATM	セブンイレブンATM
平日	8:45～18:00	無料	日曜日 24時間 108円
	上記以外の時間帯	108円	祝日 24時間 108円
土曜日	9:00～14:00	無料	
	上記以外の時間帯	108円	

個人用キャッシュカード(個人事業主を含む)以外(法人・権利能力なき社団・財団・任意団体等)のカードは、他行のATMではご利用できません。(当組合本店支店をご利用ください)
※設置場所等により、ご利用時間・ご利用日は異なります。

預 金

預金の種類	内 容	預入期間	預入金額
大口定期預金	まとまった資金の運用に最適です。分散した資金をおまとめいただければ、より有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	ご計画に合わせ、おいくらからでも運用が可能。300万円以上ですと、更に有利な運用が可能となります。	1ヶ月以上5年以内	100円以上
新型期日指定定期	1年複利で、1年据置き後、いつでもお好きな時にお引出しいただける便利な預金です。	最長3年(据置1年)	100円以上 300万円未満
定期性総合口座	1冊の通帳に普通・定期・定積・自動融資をセット。貯める・受取る・支払う・借りるがすべてかかります。	----	----
子育て応援定期預金	18歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、店頭提示金利に上乗せして定期預金をお預かりいたします。	1年(自動継続の取扱は出来ません)	10万円以上~250万円以内 (通帳式の定期預金となります)
スーパー積金	結婚・旅行・教育・住宅の増改築などの資金を準備する計画預金です。目標に合わせてご利用いただけます。	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上
子育て応援定期積金	18歳未満の扶養するお子様をお持ちの個人のお客様に、店頭提示金利に上乗せして定期積金をお預かりいたします。	2年以上	ご契約の満期金額 が20万円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取りや公共料金の自動支払等おサイフがわりにご利用いただけます。	ご自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁拡大後も預金保険制度により全額保護の対象となります。	ご自由	1円以上
貯蓄預金	お預入れ残高により、2段階の金利で運用することができます。	ご自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	お引出しは納税時	1円以上
当座預金	ご商売されている方の商取引の決済口座です。安全で能率的な小切手をご利用になれます。	ご自由	1円以上
積立定期預金	目的にあわせて積立てる預金です。ご希望日にあわせて満期日を設定できます。	5年以内	100円以上
一般財形預金	ご来店いただくことなく毎月の給料・ボーナスから天引きして積立できます。	積立期間3年以上	1,000円以上
財形年金預金	給料・ボーナスから天引きして積立、退職後60歳以降年金としてお受取り。税法に基づき、利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	5年以上定期的に積立てその全部または一部を住宅取得の頭金などに当てます。税法に基づき、利子非課税の適用があります。	積立期間5年以上	100円以上



融 資(ローン)

融資の種類	資金のお使いみち	ご融資額	ご返済期間
オーナーポケット	事業性資金(運転・設備資金)	10万円以上300万円以内	1年更新
フリーローン	旅行・教育・結婚など暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
スーパーフリー	お使いみちは自由で、事業性資金にもご利用いただけます。	10万円以上300万円以内	7年以内
マイカーローン	自家用自動車の購入に、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	7年以内
教育ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
カードローン	あらゆる資金にご利用いただけます。自動機から簡単にご融資を受ける事ができます。	10万円以上50万円以内	3年更新
ベストパック	お使いみちは自由で、当座貸越(総合口座方式)ですので、手がるにご利用いただけます。	30万円又は50万円のいずれか	1年更新
住宅ローン	住宅の新築・中古住宅や土地購入等にご利用いただけます。	10万円以上6,000万円以内	35年以内
リフォームローン	住宅の改築・増築・ユニットバス工事等にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
事業者カードローン	事業資金に幅広くご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ
アパートローン	賃貸アパート・マンションの新築・建替え・アパートローンの借換にご利用いただけます。	詳しくは窓口へ	詳しくは窓口へ

ご注意 各種融資は、融資対象に限られる場合または不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年収や借入金の合計などによってご融資金額が制限される場合や金利とは別に保証料・手数料が必要な場合もありますので、詳しくは窓口でおたずねください。
上記各種融資は、個人消費専用の商品を主に記載してありますので、事業資金につきましては窓口でおたずねください。

各種サービス

サービスの種類	内容と特色
内国為替	ご送金・お振込・代金取立など、全国の信用組合・銀行・信用金庫・農協などとオンラインで結び、迅速・正確・安全にお取り扱いします。
給与振込	毎月のお給料が直接、お客様の口座に入金されるため安全で確実です。
年金振込	大切な年金を確実に受取ることができ、優遇金利の定期預金もご利用いただけます。
自動受取	配当金・保険金などが、ご指定の預金口座に直接入金されます。
公金収納	道・市町村税など公金収納のお取扱いをいたします。
自動振替	電気・ガス・水道・電話・受信料等の公共料金、保険料、クレジット代金等を自動的にご指定の預金口座からお支払いします。
夜間金庫	お店の売上金を夜間や土日・祝日でもお預かりいたします。 翌営業日に自動的に入金いたします。
定額自動振替	毎月一定の日に一定の金額を、同一の受取人あて、ご指定の口座から振込いたします。
キャッシュサービス	カードで入金・引き出し・残高照会ができます。全国の提携金融機関でご利用いただけます。セブンイレブン(セブン銀行)のATMでもご利用いただけます。
キャッシングサービス	ATMで、日専連ジェミス・NCおびひろ・銀行系クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。
しんくみお得ネット	全国の提携信用組合でのATMご利用手数料が無料でご利用いただけます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修等を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。



※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、事業計画における重点として、人縁・地縁による地域密着に徹し、地元から必要とされ「共有と進化」に基づき、お客様の更なる発展に役立つ金融機関を目指しております。また、中小企業金融円滑化法終了後においても、取引方針が変わることなく、地域金融機関の役割として地元のお客様の円滑なる資金供給へ向けて積極的推進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しない借入の一層の促進を図り適切な対応を行います。また、同計画の推進項目においては「地域密着型金融の更なる推進」、「経営基盤の強化」の項目も定めて中小零細事業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでおります。

【地域密着型金融の更なる推進】

- 企業診断による必要な解決策の提言を図るためのコンサルティング機能の発揮
- 「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応
- 「ビジネスマッチング」「事業承継」への取組
- 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供、経営改善・相談等のサービス提供
- 保証付、ABL等の融資手法の検討と資金ニーズにマッチした資金供給の取組
- 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 「しんくみネット」の利用をして、取引先へのサービス提供

【経営基盤の強化】

- 事業者への各種制度資金の活用と新規創業者支援
- 「ネットバンキング」「でんさいネット」を利用して、取引先へのサービス提供
- 勤労者への各種商品を提案し、生活安定・向上支援
- 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会等への積極的参加
- 地域の自治体・経済関係団体等との連携強化



② 態勢整備の状況

当組合は創業以来一貫して、地元地域のお客様のもとに出向く「渉外業務」を態勢的に継続して確保し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し、預金・融資の各種事務手続き・相談業務等を積極的に図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「地道な訪問活動」であります。また、平成14年度からは融資実務経験者を「融資渉外」として市内店舗に配置し、新規創業・経営改善等の融資実務相談・アドバイス等と共に、金融の円滑化支援に関する相談・受付等を取計い、地域のお客様の一番身近な金融機関としてスピード感をもって行動することを心がけております。

融資渉外は平成27年3月31日現在、市内店舗に5名を配置しております。

また、地域金融機関として「経営革新等支援機関」としての果たすべく、その責務を十分認識し組織一丸となって取組んでおります。

外部機関との連携については、審査部・営業推進部の2部署が中心となり営業店をサポートする形で、平成23年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模ビジネス創造等支援事業」の支援機関として積極的に事業に参画してまいりました。また、「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局：北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっております。



地域の活性化のための取組み状況

③ 取組み状況

a 創業・新事業開拓

当組合は創業及び新事業の起業者を、地縁・人縁を生かして融資渉外・渉外係が日常活動より発掘を行い、開業を目指す活動をバックアップ・良き相談者となり、可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っております。また、下記の創業支援セミナー・説明会などに積極的に参加いたしました。

尚、当組合の平成26年度の創業・新事業支援への融資実績は、14件:94百万円です。

※創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績等、当組合融資のうち創業・新事業支援として実績把握が可能なものも含んでおります。

- 平成26年 4月23日 「産業競争力強化法における創業支援計画について」帯広市商業まちづくり課担当者来訪による情報交換
- 平成26年 7月2日 「第2回帯広地域認定経営革新等支援機関プラットフォーム(実践的事例研修会)」参加
- 平成26年 7月15日 「北海道よろず支援拠点オープニングセミナー」(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター主催)
- 平成26年 11月17日 「創業セミナーの参加(11月17日～25日全4回)」(帯広商工会議所主催)
- 平成26年 11月26日 「おびひろ・とから創業・起業支援フェア」(帯広市商工観光部商業まちづくり課主催)
- 平成26年 11月27日 「創業支援等に関わる情報交換会」(帯広商工会議所主催)



b 成長段階

当組合はビジネスマッチングへの取組みとして、お取引企業の経営発展のため、新たな販路開拓および取扱商製品の評価を目的として、上部団体の全信組連を通じ、東京ビジネスサミットの出展を支援いたしました。尚、出展取引先は、4先ありその中で準賞を受賞されたお取引先もありました。当組合は従来より、円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・売掛金担保融資(ABL)や北海道信用保証協会との無担保無保証人融資(小口事業貸付)を積極的に取組み、地域経済を金融面から支える活動を行っております。

尚、当組合の平成26年度中の動産・売掛金担保融資の実績は、13件:282百万円です。(うち、売掛金担保融資2件:59百万円、動産担保融資11件:223百万円です)

※売掛金担保融資は、北海道信用保証協会の保証付きです。

※動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

c 経営改善・事業再生・業種転換等

当組合は外部機関の北海道経済産業局を中心とする「中小企業・小規模企業ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)」により、専門家が高度専門的相談に直接対応後、更なる専門家派遣により中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図る事業を積極的に活用し、各営業店支店長等が専門家と共に、顧客企業に巡回いたしました。巡回相談を受けられたお客様の中には、販路拡大・財務改善など、その成果が一步一步前進しております。また、下記の会議出席などで顧客企業の経営改善・事業再生・業種転換等についての外部機関との連携も密接に図っております。

尚、当組合の平成26年度中のコンサルティングの実績は、中小企業・小規模企業ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)利用 15件、北海道信用保証協会経営サポート会議利用 3件、地域中小企業支援ネットワーク利用 6件、北海道中小企業再生協議会利用 1件です。



ネットワーク全体会議

- 平成26年 4月16日 「地域支援機関等サポート事業」について、中小企業基盤整備機構北海道本部担当者来訪による意見交換
- 平成26年 6月11日 「北海道経営改善支援センター」について、担当者来訪による意見交換
- 平成26年 6月12日 「北海道中小企業支援ネットワーク・第5回全体会議」(事務局:北海道信用保証協会)
- 平成26年 7月17日 「十勝地域中小企業支援ネットワーク・第3回会議」(事務局:北海道経済産業局中小企業課)
- 平成26年 8月4日 「平成26年度 北海道地域支援機関等連携会議」(独立行政法人中小企業基盤整備機構主催)
- 平成26年 11月14日 「北海道中小企業支援ネットワーク第6回全体会議」(事務局:北海道信用保証協会)
- 平成26年 11月18日 「(株)地域経済活性化支援機構との情報交換」(全信組連札幌支店主催)
- 平成27年 2月24日 「北海道よろず支援経営セミナー&支援事例報告会」(公益財団法人北海道企業総合支援センター主催)

東京ビジネスサミット 2014

平成26年10月2～3日に東京ビックサイトで開催されました「東京ビジネス・サミット2014」に当組合より推奨した4社が出展されました。その中で来場者やバイヤーがもっとも注目した商品を選ぶ東京ビジネスサミット大賞に、「かみこみ豚」が準賞と中嶋シェフ賞をダブルで受賞いたしました。

賞状を手を受賞を喜ぶ出展者



上士幌町ふるさと納税大感謝祭

平成27年2月1日に東京の品川プリンスホテルで開催されました。

「上士幌町ふるさと納税大感謝祭2015in 東京」に参加いたしました。



④ 地域の活性化に関する取組み状況

当組合では、地元商工会議所・商工会・商店街等が主催する「夏祭り・盆踊り」等の地域イベントに積極的に参加・参画し、地域活性化・地域コミュニケーションに深くかかわっております。今年度は、首都圏の在住者を対象に行われた「上士幌町ふるさと納税大感謝祭」に参加協力いたしました。また、十勝馬文化の地域価値である「ばんえい競馬まつり」を、帯広市内金融機関連携でPRし地域一体となって伝承する活動にも積極的に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献の内容

※単位未満は切り捨てて表示しております。

● 無担保無保証融資(小口事業貸付)の実行額

〈単位:百万円〉

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	16	61	58	211	71	292

● 動産・売掛金担保融資の実行額

〈単位:百万円〉

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	5	196	32	910	13	282

※平成26年度は動産担保融資 11件、223百万円を含んでおります。

尚、動産担保融資は、担保の一部に動産譲渡担保契約を締結した融資実行分を含めており担保の全てが動産担保融資ではありません。

● セーフティネット保証融資の実行額

〈単位:百万円〉

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実行額	51	589	22	293	4	56

● 地方自治体の制度融資の貸出残高

〈単位:百万円〉

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
制度融資残高	3,643	3,423	3,297
総貸出金に対する割合	12.74%	12.09%	11.77%

● 地方自治体に対する貸出残高

〈単位:百万円〉

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸出金残高	1,170	1,109	1,063
総貸出金に対する割合	4.09%	3.92%	3.79%



地域の活性化のための取組み状況

■ 文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

十勝しんくみは、協同組織の金融機関として「地域と共に発展すること」を願い、地域社会の発展のために様々な取組を行っております。

平成 26年	4～11月	アダプトプログラム:4区駐車場清掃活動参加	上士幌支店
	6月～10月	フラワーポット式花壇整備事業に参加	本 店
	5月～10月	連合町内会主催「さわやか朝食会」に参加	西 支 店
	5月25日	電信通り商店街花壇整備事業参加	北 支 店
	6月19日	第20回十勝信用組合南支店長杯パークゴルフ大会	南 支 店
	7月20日	まくべつ夏フェスタ2014運営協力	幕 別 支 店
	8月3日	電信通り夏祭り・盆踊り大会参加	北 支 店
	8月5日	大通商店街夏祭り運営協力	本 店
	8月15日～18日	帯広平原盆踊り・幕別盆踊り・上士幌盆踊り参加	
	9月7日	上士幌町商工まつりに参加	上 士 幌 支 店
	9月29日～10月2日	第15回しんくみ年金旅行実施	
	10月4日	十勝しんくみ理事長杯年金パークゴルフ大会開催	
	9月26日、10月3日	とかちばん馬まつりPR協力・職員Tシャツ着用	本 店
	10月5日	幕別産業まつり運営協力	幕 別 支 店
	10月5日	電信通り商店街秋の収穫祭協力	北 支 店
	10月12日	電信通り商店街花壇整備参加	北 支 店
	12月4日	大通り商店街 クリスマスのタベに参加	本 店
平成 27年	1月～2月	イルミネーション装飾事業に参加	本 店
	2月6日～2月8日	電信通り商店街アイスクャンドル 制作・設置	北 支 店



帯広平原盆踊り参加



「しんくみの日週間」献血
協力者にエコバック贈呈



十勝しんくみ理事長杯
年金パークゴルフ大会

■ 地域貢献に資する預金・融資商品の提供



地域密着型 健全な消費者金融市場の形成に向けた商品

太陽光発電設備支援

地域世帯の子育て支援預金商品

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のしんくみ利用者相談室をご利用ください。

【しんくみ利用者相談室】

 0120-81-4093

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前10時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.tokachishinkumi.com>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話：0570-022808）

紛争解決措置

- 札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）
- 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターにおいて、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記しんくみ利用者相談室または下記窓口までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、山形県弁護士会（や仙台弁護士会）の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

例えば、お客様は、釧路弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

電話 03-3567-2464

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

資料編

CONTENTS

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表	23	貸出金種類別平均残高	32
貸借対照表の注記事項	24～26	固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	32
損益計算書	27	貸出金業種別残高、構成比	32
剰余金処分計算書	28	担保の種類別の貸出金残高	32
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	28	担保の種類別の債務保証見返額	33
法定監査の状況	28	貸出金使途別残高	33
継続企業の前提の重要な疑義	28	貸出金種類別残高	33
業務粗利益・業務粗利益率	29	消費者ローン・住宅ローンの残高	33
資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	29	代理貸付残高の内訳	33
総資金利鞘	29	有価証券種類別平均残高	34
業務純益	29	有価証券種類別の残存期間別残高	34
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	29	有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益	34
受取利息及び支払利息の増減	29	自己資本の構成に関する事項	35
総資産利益率	29	自己資本の充実度に関する事項	36
1店舗当たりの預金・貸出金残高	29	信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	37
職員1人当たりの預金・貸出金残高	30	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	37
経費の内訳	30	業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	37
役員取引の状況	30	リスクウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	38
その他業務収益	30	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	38
預貸率及び預証率	30	出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等	38
預金種目別平均残高	31	出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	38
固定金利、変動金利の区分ごとの定期預金残高	31	貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額	38
財形貯蓄残高	31	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	38
預金者別預金残高	31	金利リスクに関して内部管理上使用した 金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	38
内国為替取扱状況	31		



(単位:千円)

■ 貸借対照表

資産の部		
科目	平成25年度	平成26年度
現金	966,639	846,914
預け金	7,716,180	7,676,404
有価証券	10,617,679	14,214,324
国債	913,819	5,700,130
地方債	1,428,283	1,320,123
社債	3,836,747	3,177,810
株式	254,172	403,180
その他の証券	4,184,656	3,613,080
貸出金	28,304,502	28,002,505
割引手形	218,060	208,340
手形貸付	1,328,250	1,068,399
証書貸付	24,998,686	24,664,023
当座貸越	1,759,505	2,061,741
その他資産	288,211	280,088
未決済為替貸	9,230	9,544
全信組連出資金	111,600	111,600
前払費用	1,510	1,135
未収収益	76,443	71,905
その他の資産	89,427	85,903
有形固定資産	668,819	785,729
建物	187,894	288,786
土地	453,787	463,628
建設仮勘定	2,087	0
その他有形固定資産	25,050	33,314
無形固定資産	2,624	3,062
ソフトウェア	91	405
その他の無形固定資産	2,532	2,656
繰延税金資産	146,490	91,548
債務保証見返	107,549	71,127
貸倒引当金	△ 554,363	△ 677,191
(個別貸倒引当金)	(△ 536,864)	(△ 634,842)
合 計	48,264,333	51,294,512

負債及び純資産の部		
科目	平成25年度	平成26年度
預金・積金	44,857,828	47,711,057
当座預金	650,446	612,225
普通預金	12,856,003	13,487,427
貯蓄預金	99,239	80,088
通知預金	5,555	286
定期預金	29,135,687	31,270,607
定期積金	1,974,911	2,099,006
その他の預金	135,983	161,416
その他負債	259,076	225,957
未決済為替借	16,938	17,515
未払費用	35,332	21,441
給付補てん備金	2,247	1,571
未払法人税等	88,000	78,357
前受収益	10,839	10,655
払戻未済金	947	253
職員預り金	35,306	43,913
その他の負債	69,463	52,250
退職給付引当金	297,952	275,283
役員退職慰労引当金	50,638	37,691
偶発損失引当金	10,059	10,071
睡眠預金払戻損失引当金	1,335	1,289
再評価に係る繰延税金負債	39,194	39,194
債務保証	107,549	71,127
負債の部合計	45,623,633	48,371,671
出資金	460,352	479,742
普通出資金	460,352	479,742
利益剰余金	1,959,773	2,074,857
利益準備金	448,000	460,000
その他利益剰余金	1,511,773	1,614,857
特別積立金	1,244,000	1,454,000
(うち目的積立金)	(754,000)	(964,000)
当期未処分剰余金	267,773	160,857
(当期純利益)	(234,121)	(124,033)
組合員勘定合計	2,420,125	2,554,599
その他有価証券評価差額金	172,202	319,869
土地再評価差額金	48,372	48,372
評価・換算差額等合計	220,574	368,241
純資産の部合計	2,640,699	2,922,841
合 計	48,264,333	51,294,512

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	311百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	399百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)に基づき、以下により算出しております。

 - 帯広市内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第4号に定める地価税の課税対象価格(路線価)に合理的な調整を行って算出しております。
 - 幕別町内、上土幌町内に保有する事業用土地の評価は、同法施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△242百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～38年
その他	3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)

年金資産の額	336,481百万円
年金財政計算上の給付債務の額	323,166百万円
差引額	13,315百万円

 (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成25年4月分 至平成26年3月分) 0.398%
(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高29,865百万円(及び別途積立金43,180百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金40百万円を費用処理しております。また、年金財政計算上の繰越不足金については(今期は繰越不足金はありません)、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 482百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 613百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は112百万円、延滞債権額は1,548百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は35百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は218百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。



17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,915百万円であります。なお、14から17に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
19. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、208百万円であります。
20. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
為替取引のために預け金600百万円を担保として提供しているほか、全国信用組合保障基金として預け金203百万円を預け入れております。
21. 出資1口当たりの純資産額は3,046円26銭です。
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、貸付規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合の「市場リスク量」のうち有価証券についてはVaR(観測期間は5年、保有期間は120日、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いており、当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。平成27年3月31日において、当該リスク量の大きさは376百万円になります。
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、保有期間1日VaR(信頼区間99%)を用いてバックテスティングを行い、使用するモデルに十分な精度があることを検証しております。
預け金、貸出金、預金積金については金利リスク量をVaR(観測期間は5年、保有期間は240日、信頼区間は99%、モンテカルロ法)を用い、その合計を市場リスク量として定量分析を行っています。平成27年3月31日において、当該リスク量の大きさは67百万円になります。
ただし、これらの当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項
平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	7,676	7,628	△47
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,599	4,614	14
その他有価証券	9,572	9,572	—
(3) 貸出金(*1)	28,002		
貸倒引当金(*2)	△677		
	27,325	27,595	270
金融資産計	49,174	49,111	236
(1) 預金積金(*1)	47,711	47,697	△13
金融負債計	47,711	47,697	△13

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、仕組預金は、取引金融機関から提示された価額を時価としており、その他のものについては、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)。
 ② ①以外のうち、残存期間が短期(1年以内)、または、変動金利によるものは貸出金計上額。
 ③ ①以外のうち、残存期間が長期(1年超)の固定金利によるものはその種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP金利)で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	41
合 計	41

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下27まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	100	100	0
そ の 他	500	514	14
小 計	600	615	15

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	3,999	3,999	△0
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	3,999	3,999	△0
合 計	4,599	4,614	14

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
 (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	274	193	81
債 券	4,064	3,942	122
国 債	311	307	3
地 方 債	1,270	1,206	64
社 債	2,482	2,428	54
そ の 他	2,632	2,343	289
小 計	6,971	6,478	492

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	86	98	△12
債 券	2,033	2,050	△16
国 債	1,388	1,400	△11
地 方 債	49	50	△0
社 債	594	599	△5
そ の 他	480	500	△19
小 計	2,600	2,649	△48
合 計	9,572	9,128	444

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,863百万円	129百万円	—

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	4,349	1,751	1,446	2,650
国 債	3,999	—	201	1,498
地 方 債	49	436	204	629
社 債	299	1,315	1,040	522
そ の 他	301	862	300	1,148
合 計	4,651	2,614	1,746	3,799

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は9,546百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,546百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金資産小計	243百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	141百万円	評価性引当額	△25百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	51百万円	繰延税金資産合計	218百万円
退職給付引当金取崩不足額	25百万円	繰延税金負債	
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	10百万円	その他有価証券評価差額金	126百万円
減価償却損金算入限度額超過額	4百万円	繰延税金負債合計	126百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円	繰延税金資産の純額	91百万円
その他	7百万円		



■ 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,199,046	1,224,479
資金運用収益	959,023	1,053,581
貸出金利息	766,142	749,378
預け金利息	44,150	42,094
有価証券利息配当金	144,266	257,644
その他の受入利息	4,464	4,464
役務取引等収益	42,864	38,238
受入為替手数料	20,835	19,476
その他の役務収益	22,028	18,761
その他業務収益	66,172	34,923
国債等債券売却益	62,565	33,670
その他の業務収益	3,606	1,253
その他経常収益	130,985	97,734
貸倒引当金戻入益	19,380	—
償却債権取立益	1,786	77
株式等売却益	108,039	96,324
その他の経常収益	1,779	1,332
経常費用	859,195	1,023,308
資金調達費用	21,474	22,198
預金利息	20,039	21,214
給付補填備金繰入額	1,254	796
その他の支払利息	181	187
役務取引等費用	69,415	85,672
支払為替手数料	10,395	10,770
その他役務費用	59,019	74,901
その他業務費用	4,551	4,774
国債等債券売却損	4,446	3,635
国債等債券償却	—	104
その他の業務費用	105	1,033
経費	760,623	787,147
人件費	521,659	531,840
物件費	231,839	248,132
税金	7,124	7,174
その他経常費用	3,130	123,515
貸倒引当金繰入額	—	122,828
株式等売却損	489	—
その他資産償却	126	112
その他経常費用	2,514	574
経常利益	339,850	201,170
特別損失	1,275	2,621
固定資産処分損	1,275	2,621
税引前当期純利益	338,575	198,549
法人税・住民税及び事業税	88,000	77,000
法人税等調整額	16,454	2,484
当期純利益	234,121	124,033
繰越金(当期首残高)	33,651	36,824
当期末処分剰余金	267,773	160,857
	(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資金1口当たりの当期純利益額は258円22銭	(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資金1口当たりの当期純利益額は132円83銭

(単位:円)

■ 剰余金処分計算書

	平成25年度	平成26年度
当期末処分剰余金	267,773,091	160,857,691
計	267,773,091	160,857,691
剰余金処分額	230,948,824	128,282,277
利益準備金	12,000,000	19,000,000
出資に対する配当金	8,948,824	9,282,277
経営安定強化積立金	210,000,000	100,000,000
繰越金(当期末残高)	36,824,267	32,575,414

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月23日

十勝信用組合

理事長 高橋 克弘 

監査報告書

私たち監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規則に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部検査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」(平成27年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分簿)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相応であると認めます。

平成27年 5月29日

十勝信用組合
監事(本拠) 高木 良二 
監事 白根 征之 
監事 前崎 千尋 

(注) 監事 白根征之は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の1第1項に定める員外監事であります。

■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき「貸借対照表」、「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

■ 継続企業の前提の重要な疑義

該当ありません。



■ 業務粗利益・業務粗利益率

■ 資金運用収支、役務取引等
収支及びその他業務収支

(単位:千円)

科目		平成25年度	平成26年度
資金運用収支	資金運用収益	959,023	1,053,581
	資金調達費用	21,474	22,198
		937,548	1,031,383
役務取引等収支	役務取引等収益	42,864	38,238
	役務取引等費用	69,415	85,672
		△ 26,551	△ 47,434
その他業務収支	その他業務収益	66,172	34,923
	その他業務費用	4,551	4,774
		61,621	30,149
業務粗利益		972,618	1,014,099
業務粗利益率		2.05%	2.06%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘

(単位:%)

区分	平成25年度	平成26年度
資金運用利回	2.02	2.14
資金調達原価率	1.69	1.68
総資金利鞘	0.33	0.45

■ 業務純益

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
業務純益	220,317	209,023

■ 資金運用勘定、
調達勘定の平均残高等

項目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	26年度	49,187	1,053,581	2.14
	25年度	47,385	959,023	2.02
うち貸出金	26年度	28,166	749,378	2.66
	25年度	27,997	766,142	2.73
うち預け金	26年度	10,549	42,094	0.39
	25年度	9,293	44,150	0.47
うち金融機関貸付等	26年度	119	1,353	1.13
	25年度	120	1,437	1.19
うち有価証券	26年度	10,360	257,644	2.48
	25年度	9,982	144,266	1.44
資金調達勘定	26年度	47,582	22,198	0.04
	25年度	45,777	21,474	0.04
うち預金積金	26年度	47,544	22,011	0.04
	25年度	45,740	21,293	0.04
うち譲渡性預金	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
うち借入金	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(25年度93百万円、26年度95百万円)を控除して表示しております。

■ 受取利息及び
支払利息の増減

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
受取利息の増減	△ 48,586	94,558
支払利息の増減	△ 3,609	723

■ 総資産利益率

(単位:%)

区分	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.69	0.39
総資産当期純利益率	0.48	0.24

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$ ■ 1店舗当たりの
預金・貸出金残高

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度
1店舗当たりの預金残高	5,607	5,963
1店舗当たりの貸出金残高	3,538	3,500

■ 職員1人当たりの
預金・貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
職員1人当たりの預金残高	631	627
職員1人当たりの貸出金残高	398	368

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
人件費	521,659	531,840
報酬給与手当	411,613	414,544
退職給付費用	49,606	57,341
その他	60,439	59,954
物件費	231,839	248,132
事務費	100,387	112,229
固定資産費	42,768	43,585
事業費	24,623	26,288
人事厚生費	7,546	7,570
減価償却費	23,718	26,666
その他	32,794	31,792
税金	7,124	7,174
合 計	760,623	787,147

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
役務取引等収益	42,864	38,238
受入為替手数料	20,835	19,476
その他受入手数料	20,012	18,761
その他の役務取引等収益	2,015	—
役務取引等費用	69,415	85,672
支払為替手数料	10,395	10,770
その他支払手数料	48,150	63,921
その他の役務取引費用	10,869	10,979

■ その他業務収益

(単位:千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
国債等債券売却益	62,565	33,670
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	3,606	1,253
合 計	66,172	34,923

■ 預貸率・預証率

(単位:%)

区 分		平成25年度	平成26年度
預貸率	期末	63.09	58.69
	期中平均	61.21	59.24
預証率	期末	23.67	29.79
	期中平均	21.82	21.79

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

区分	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	14,365,651	31.41%	15,117,774	31.80%
定期性預金	31,299,742	68.43%	32,354,379	68.05%
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	74,882	0.16%	72,585	0.15%
合計	45,740,276	100.00%	47,544,739	100.00%

(注)1、流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2、定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3、構成比は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載しております。

■ 固定金利、変動金利の
区分ごとの定期預金残高

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成26年度
固定金利定期預金	29,135,687	31,270,607
変動金利定期預金	—	—

※定期預金は、預入時に満期までの利率が確定するものであり、変動金利の取扱いはありません。

■ 財形貯蓄残高

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成26年度
財形貯蓄残高	43,269	42,876

■ 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	36,573	81.53%	38,668	81.05%
一般法人	7,271	16.21%	7,757	16.26%
金融機関	52	0.12%	56	0.12%
公金	961	2.14%	1,229	2.58%
合計	44,857	100.00%	47,711	100.00%

(注)構成比は小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載しております。

■ 内国為替取扱状況

(単位:百万円)

区分		平成25年度		平成26年度	
		件数	金額	件数	金額
送金振込	仕向為替	25,009	16,023	23,720	15,850
	被仕向為替	44,767	21,873	44,722	22,407
代金取立	仕向為替	1,088	1,308	1,031	1,227
	被仕向為替	561	596	472	565

■ 貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	260,093	0.93	240,300	0.85
手形貸付	1,623,710	5.80	1,626,170	5.77
証書貸付	24,584,839	87.81	24,684,243	87.64
当座貸越	1,529,113	5.46	1,615,905	5.74
合 計	27,997,757	100.00	28,166,620	100.00

(注) 構成比は小数第3位を四捨五入しております。

■ 固定金利及び変動金利の
区分ごとの貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
固定金利貸出	9,489,457	9,201,788
変動金利貸出	18,815,045	18,800,717

■ 貸出金業種別残高、構成比

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	345,251	1.2	340,133	1.2
農業、林業	167,799	0.6	111,463	0.4
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	161,688	0.6	150,419	0.5
建設業	3,706,331	13.1	3,647,789	13.0
電気、ガス、熱供給、水道業	818,084	2.9	842,090	3.0
情報通信業	330,573	1.2	105,114	0.4
運輸業、郵便業	380,162	1.3	285,277	1.0
卸売業・小売業	1,858,906	6.6	1,858,196	6.6
金融業・保険業	665,894	2.4	646,648	2.3
不動産業	4,015,480	14.2	4,356,129	15.6
物品賃貸業	102,835	0.4	89,336	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	126,772	0.4	117,499	0.4
宿泊業	452,680	1.6	427,617	1.5
飲食業	614,043	2.2	562,170	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	332,735	1.2	112,093	0.4
教育、学習支援業	43,521	0.2	42,953	0.2
医療、福祉	122,324	0.4	139,855	0.5
その他のサービス	1,390,001	4.9	1,418,095	5.1
その他の産業	139,595	0.5	509,373	1.8
小 計	15,774,681	55.7	15,762,257	56.3
地方公共団体	1,109,934	3.9	1,063,095	3.8
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,419,887	40.3	11,177,153	39.9
合 計	28,304,502	100.0	28,002,505	100.0

(注) 1、単位未満は切り捨てて表示しております。
 2、構成比は小数第2位を四捨五入しております。
 3、業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 担保の種類別の貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
当組合預金積金	1,135,525	1,098,943
有価証券	—	—
動 産	991,333	1,124,820
不動産	11,099,868	10,188,935
信用保証協会・信用保険	10,861,240	10,613,070
保 証	1,624,169	1,932,449
信 用	2,543,237	3,000,053
その他	49,127	44,231
合 計	28,304,502	28,002,505

■ 担保の種類別の
債務保証見返額

(単位:千円)

区 分	債務保証見返額	
	平成25年度	平成26年度
当組合預金積金	2,500	2,500
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	55,290	45,676
信用保証協会・信用保険	30,774	15,625
保 証	18,984	7,326
信 用	—	—
その他	—	—
合 計	107,549	71,127

■ 貸出金用途別残高

(単位:千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
運転資金	9,038,637	8,798,013
設備資金	19,265,864	19,204,491
合 計	28,304,502	28,002,505

■ 貸出金種類別残高

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	218,060	0.77	208,340	0.74
手形貸付	1,328,250	4.69	1,068,399	3.82
証書貸付	24,998,686	88.32	24,664,023	88.08
当座貸越	1,759,505	6.22	2,061,741	7.36
合 計	28,304,502	100.00	28,002,505	100.00

(注) 構成比は小数第3位を四捨五入しております。

■ 消費者ローン・
住宅ローンの残高

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
消費者ローン	323	398
住宅ローン	5,139	4,948
合 計	5,463	5,346

■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
全国信用協同組合連合会	—	—
(株)商工組合中央金庫	69	42
(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	56	42
(独)住宅金融支援機構	1,603	1,419
(独)福祉医療機構	9	8
合 計	1,737	1,511

(注) 単位未満は切り捨てて表示しております。

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
国債	607,771	1,377,791
地方債	1,399,522	1,332,949
社債	3,904,083	3,467,253
株式	186,872	270,210
その他の証券	3,883,891	3,911,909
合計	9,982,141	10,360,113

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別の
残存期間別残高

(単位:百万円)

種類		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	26年度	3,999	—	201	1,498	—	5,700
	25年度	599	—	313	—	—	913
地方債	26年度	49	436	204	629	—	1,320
	25年度	89	401	206	730	—	1,428
社債	26年度	299	1,315	1,040	522	—	3,177
	25年度	501	1,519	1,335	480	—	3,836
株式	26年度	—	—	—	—	403	403
	25年度	—	—	—	—	254	254
外国証券	26年度	200	604	198	1,148	—	2,151
	25年度	—	703	197	509	—	1,411
その他の証券	26年度	101	257	102	—	999	1,461
	25年度	—	622	740	—	1,410	2,773
合計	26年度	4,651	2,614	1,746	3,799	1,402	14,214
	25年度	1,191	3,246	2,793	1,720	1,664	10,617

■ 有価証券の取得価格
または契約価格、
時価及び評価損益

有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的有価証券に区分した有価証券は下記のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	39	40	0	—	—	—
	社債	100	100	0	100	100	0
	その他	400	417	17	500	514	14
	小計	539	557	17	600	615	15
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	599	599	△0	3,999	3,999	△0
	地方債	50	49	△0	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	99	△0	—	—	—
	小計	749	749	△0	3,999	3,999	△0
合計		1,289	1,306	16	4,599	4,614	14

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ありません。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	株式	186	138	47	274	193	81
	債券	4,473	4,357	115	4,064	3,942	122
	国債	313	303	10	311	307	3
	地方債	1,288	1,236	52	1,270	1,206	64
	社債	2,871	2,818	52	2,482	2,428	54
	その他	3,012	2,886	125	2,632	2,343	289
	小計	7,672	7,383	288	6,971	6,478	492
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	株式	26	30	△3	86	98	△12
	債券	915	937	△21	2,033	2,050	△16
	国債	—	—	—	1,388	1,400	△11
	地方債	49	50	△0	49	50	△0
	社債	865	887	△21	594	599	△5
	その他	672	696	△24	480	500	△19
	小計	1,614	1,663	△49	2,600	2,649	△48
合計		9,286	9,047	239	9,572	9,128	444

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	41	41
合計	41	41



■ 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	平成25年度	平成26年度	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,411,176	2,545,317		
うち、出資金及び資本剰余金の額	460,352	479,742		
うち、利益剰余金の額	1,959,773	2,074,857		
うち、外部流出予定額(△)	8,948	9,282		
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	17,660	42,825		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	17,660	42,825		
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—		
資格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	39,405	35,464		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,468,242	2,623,607		
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	1,889	440	1,763
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	—	1,889	440	1,763
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—	440	—
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,468,242	2,623,166		
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	22,808,434	21,814,368		
資産(オン・バランス)項目	22,752,271	21,782,741		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,312,041	△826,577		
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	1,889	1,763		
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—	—		
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第10項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	—		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,401,498	△915,907		
うち、上記以外に該当するものの額	87,566	87,566		
オフ・バランス等取引項目	56,162	31,627		
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,781,693	1,807,780		
信用リスク・アセット調整額	—	—		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	24,590,127	23,622,149		
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.03	11.10		

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(単位:百万円)

■ 自己資本の
充実度に
関する事項

項目	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	22,808	912	21,814	872
①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	24,120	964	22,640	905
現金	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	10	0	6	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	14	0	2	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	20	0	10	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,920	116	1,999	79
法人等向け	6,152	246	6,705	268
中小企業等向け及び個人向け	3,607	144	3,751	150
抵当権付住宅ローン	2,489	99	2,716	108
不動産取得等事業向け	3,274	130	1,079	43
三月以上延滞等	224	8	196	7
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	123	4	141	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	0	0
出資等	972	38	881	35
出資等のエクスポージャー	972	38	881	35
重要な出資のエクスポージャー	—	—	0	0
上記以外	5,242	209	5,146	205
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち 対象普通出資等に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー	2,335	93	1,526	61
信用協同組合連合会の対象普通出資であって コア資本に係る調整項目の額に算入されな かった部分に係るエクスポージャー	111	4	111	4
特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー	437	17	444	17
上記以外のエクスポージャー	2,357	94	3,064	122
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	0	0	0	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるも のの額	89	3	89	3
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったもの の額	△1,401	△56	△915	△36
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク	1,781	71	1,807	72
ハ、単体総所要自己資本額(イ+ロ)	24,590	983	23,622	944

- 1、所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
- 2、「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 3、「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4、オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法) $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

- 5、単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



■ 信用リスクに関する
エクスポージャー及び
主な種類別の期末残高
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券					
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度		
国内	47,171	49,430	28,431	28,098	6,085	10,092	681	670		
国外	1,394	2,086	—	—	1,394	2,086	—	—		
地域別合計	48,566	51,517	28,431	28,098	7,479	12,179	681	670		
製造業	1,016	1,199	347	343	607	705	—	—		
農業、林業	208	190	208	190	—	—	—	—		
漁業	0	0	0	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	161	150	161	150	—	—	—	—		
建設業	3,888	3,871	3,888	3,871	—	—	38	19		
電気・ガス・熱供給・水道業	1,227	1,249	827	849	399	400	—	—		
情報通信業	332	106	332	106	0	—	—	—		
運輸業、郵便業	870	723	439	319	405	403	—	38		
卸売業・小売業	2,253	2,168	1,944	1,937	298	199	113	111		
金融業・保険業	11,113	10,963	689	666	2,614	2,501	—	—		
不動産業	4,337	4,571	4,135	4,468	199	99	5	13		
物品賃貸業	102	89	102	89	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	136	127	136	127	—	—	9	2		
宿泊業	452	427	452	427	—	—	349	338		
飲食業	791	738	791	738	—	—	29	15		
生活関連サービス業、娯楽業	418	228	403	200	—	—	24	24		
教育、学習支援業	43	42	43	42	—	—	—	—		
医療、福祉	122	139	122	139	—	—	—	—		
その他のサービス	1,763	1,737	1,761	1,735	—	—	17	33		
その他の産業	139	509	139	509	—	—	—	—		
国・地方公共団体等	3,968	8,435	1,114	1,067	2,854	7,368	—	—		
個人	10,386	10,116	10,386	10,116	—	—	93	71		
その他	4,828	3,729	—	—	100	500	—	—		
業種別合計	48,566	51,517	28,431	28,098	7,479	12,179	681	670		
1年以下	22,529	25,448	18,636	18,446	1,189	4,549	—	—		
1年超3年以下	5,345	5,299	3,528	3,270	1,532	2,028	—	—		
3年超5年以下	3,757	2,944	2,361	2,393	1,067	300	—	—		
5年超7年以下	2,423	2,210	1,212	1,296	1,120	914	—	—		
7年超10年以下	6,024	2,747	1,394	1,447	811	699	—	—		
10年超	2,388	7,380	720	595	1,668	3,685	—	—		
期間の定めのないもの	4,058	3,513	577	648	—	—	—	—		
その他	2,040	1,972	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	48,566	51,517	28,431	28,098	7,479	12,179	—	—		

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれます。
- CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位: 百万円)

■ 一般貸倒引当金、
個別貸倒引当金の期末残高
及び期中の増減額

種 類	26年度		25年度	
	期末残高	当期増減額	期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金	42	24	17	△ 32
個別貸倒引当金	634	97	536	△ 63
合 計	677	122	554	△ 95

- (注) 1. 当組合では、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金」に係る引当は行っておりません。
2. 当組合では、自己資本比率算定に当たり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

(単位: 百万円)

■ 業種別の個別貸倒引当金
及び貸出金償却の残高等

種 類	個別貸倒引当金				貸出金償却額	
	期末残高		期中増減額		25年度	26年度
	25年度	26年度	25年度	26年度		
製造業	19	19	—	0	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	17	101	△ 28	84	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	18	18	△ 1	0	—	—
卸売業・小売業	92	96	△ 11	4	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	58	52	△ 26	△ 6	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	2	—	1	—	—
宿泊業	239	236	2	△ 3	—	—
飲食業	7	24	△ 2	17	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	17	16	△ 1	△ 1	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	10	8	△ 1	△ 2	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	56	55	3	△ 1	—	—
合計	536	634	△ 63	98	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(単位:百万円)

■ リスクウエイトの区分ごとの
エクスポージャーの額等

告示で定める リスクウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	9,942	—	13,372
10%	—	1,437	—	1,529
20%	200	9,136	100	9,210
35%	—	7,147	—	7,797
50%	1,298	887	1,199	854
75%	—	4,827	—	5,022
100%	913	12,739	1,009	11,369
150%	—	35	—	49
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,412	46,154	2,309	49,208

注.1 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 注.2 エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
 注.3 コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

■ 信用リスク削減手法が
適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,342	1,278	275	157	—	—

1、当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2、上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(単位:百万円)

■ 出資等エクスポージャーの
貸借対照表計上額及び時価等

区 分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	728	728	956	956
非上場株式等	355	—	153	—
合 計	1,083	728	1,109	956

注. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(単位:百万円)

■ 出資等エクスポージャーの
売却及び償却に伴う
損益の額

区 分	平成25年度	平成26年度
売却益	108	96
売却損	△0	—
償 却	—	—

注. 損益計算書における損益の額を記載しております。

(単位:百万円)

■ 貸借対照表で認識され、
かつ損益計算書で
認識されない評価損益の額

区 分	平成25年度	平成26年度
評価損益	239	444

注. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■ 信用リスク・アセットの
みなし計算が適用される
エクスポージャーの額

当組合では、標準的手法を採用しておりますので
該当するエクスポージャーはありません。

(単位:百万円)

■ 金利リスクに関して
内部管理上使用した
金利ショックに対する
損益又は経済価値の増減額

区 分	平成25年度	平成26年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	481	443

注. 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に金利リスク量)として金利リスクを算出しております。

■ 法定開示項目一覧

協法施行規則第69条により次の項目を開示しています。

頁	頁
1 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	(8) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 10-11
イ 事業の組織 04	(9) 金利リスクに関する次に掲げる事項 11
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 04	ア リスク管理の方針及び手続の概要
ハ 会計監査人の名称 04	イ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要 【定量的な
ニ 事務所の名称及び所在地 42	開示事項】
ホ 組合代理業者に関する事項 該当なし	(1) 自己資本充実状況(自己資本比率明細) 35
2 組合の主要な事業の内容 14	(2) 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
3 組合の主要な事業に関する次に掲げる事項	イ 信用リスクに対する所要自己資本額及び
イ 直近の事業年度における事業の概況 05	このうち次に掲げるポートフォリオごとの額 36
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として掲げる事項	(ア) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び
(1) 経常収益 05	標準的手法が複数のポートフォリオに適用される
(2) 経常利益又は経常損失 05	場合における適切なポートフォリオの
(3) 当期純利益又は当期純損失 05	区分ごとの内訳 36
(4) 出資総額及び出資総回数 05	(イ) 証券化エクスポージャー 36
(5) 純資産額 05	ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額
(6) 総資産額 05	及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額
(7) 預金積金残高 05	(ア) 基礎的手法 36
(8) 貸出金残高 05	ハ 単体自己資本比率 35
(9) 有価証券残高 05	ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に
(10) 単体自己資本比率 05	4パーセントを乗じた額 36
(11) 出資に対する配当金 05	(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項
(12) 職員数 05	イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及
(13) 信託報酬 該当なし	びエクスポージャーの主な種類別の内訳 37
(14) 信託勘定貸出金残高 該当なし	ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高
(15) 信託勘定有価証券残高 該当なし	のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらの
(16) 信託財産額 該当なし	エクスポージャーの主な種類別の内訳
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	(ア) 地域別 37
(1) 主要な業務の状況を示す指標	(イ) 業種別又は取引相手別 37
ア 業務粗利益及び業務粗利益率 29	(ウ) 残存期間別 37
イ 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 29	ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又は
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 29	デフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び
エ 受取利息及び支払利息の増減 29	これらの次に掲げる区分ごとの内訳 37
オ 総資産経常利益率 29	(ア) 地域別 37
カ 総資産当期純利益率 29	(イ) 業種別又は取引相手別 37
(2) 預金に関する指標	ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
ア 流動性預金、定期預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高 31	(ア) 地域別 37
イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高 31	(イ) 業種別又は取引相手別 37
(3) 貸出金等に関する指標	ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却額
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 32	ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 32	リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 32-33	の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示
エ 使途別の貸出金残高 33	第15条第1項第2号及び第5号の規定により資本を
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金総額に占める割合 32	控除した額 38
カ 預貸率の期末値及び期中平均値 30	(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
(4) 有価証券に関する指標	イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、
ア 商品有価証券の種類別の平均残高 該当なし	次に掲げる信用リスク削減手法が適用された
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高 34	エクスポージャーの額
ウ 有価証券の種類別の平均残高 34	ロ 適格金融資産担保
エ 預証率の期末値及び期中平均値 30	標準的手法が適用されるポートフォリオについて、
(5) 信託業務に関する指標 該当なし	保証又はクレジット・デリバティブが適用された
4 組合の事業の運営に関する次に掲げる事項	エクスポージャーの額 38
イ リスク管理の体制 08-11	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
ロ 法令遵守の体制 12	リスクに関する事項 該当なし
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 17-19	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当なし
ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合当該信用協同	イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の第三項第一号	(ア) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー
に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実	(イ) 上場株式等エクスポージャーに該当しない
施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商	出資等又は株式等エクスポージャー
号又は名称 該当なし	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び
(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合当該信用協同	償却に伴う損益の額 38
組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の第三項第二号	ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 21	認識されない評価損益の額 38
5 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 23-28	評価損益の額 該当なし
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	(8) 信用リスク・アセットのみならず計算が適用される
(1) 破綻先債権に該当する貸出金 07	エクスポージャーの額 該当なし
(2) 延滞債権に該当する貸出金 07	(9) 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに
(3) 三ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 07	対する損益又は経済価値の増減額 38
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 07	ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
ハ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、	(1) 有価証券 34
延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に	(2) 金銭信託 該当なし
該当するものの額並びにその合計額 該当なし	(3) 第41条第1項第5号に掲げる取引 該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額 37
【定性的な開示事項】	ト 貸出金償却の額 07
(1) 自己資本調達手段の概要 06	チ 会計監査人の監査 28
(2) 自己資本充実度に関する評価方法の概要 06	6 継続企業の前提の重要な疑義 該当なし
(3) 信用リスクに関する次に掲げる事項	
ア リスク管理の方針及び手続の概要 09	
イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に	
掲げる事項	
① リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 09	
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの	
判定に使用する適格格付機関等の名称 09	
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 09	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク	
に関する事項 該当なし	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当なし	
(7) オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
ア リスク管理の方針及び手続の概要 10	
イ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 10	
	金融再生法に基づく開示項目
	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 07

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給時期 c. 支給方法

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会で定められた報酬限度額
理事	48	53
監事	11	12
合計	59	65

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事12名、監事4名です(退任役員含む。)

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事16百万円、監事8百万円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬などに関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

十勝信用組合
営業地区・店舗

上土幌支店

上土幌町

十勝管内店舗

幕別支店

幕別町

帯広市

帯広市内店舗

啓北支店

西支店

緑ヶ丘支店

北支店

本店

南支店

上土幌町・大雪アーチ橋

幕別町・パークゴルフ

帯広市・八千代牧場

トピックス



総代交友会 新年交礼会セミナー
講演:上土幌町長 竹中 貢氏



旅行積金と年金旅行

くらしの数だけ
 私たちにできることがある。
 くらしの数だけ
 笑顔の花を咲かせよう。

 DISCLOSURE
 2015



《窓口担当》

店舗一覧表

《事務所の名称・所在地・自動機器(ATM)設置状況》

(平成27年6月23日現在)

本 店	〒080-0010 帯広市大通南9丁目18・20番地	TEL. 0155-23-1371	FAX. 0155-24-0354	ATM 2台
緑ヶ丘支店	〒080-0026 帯広市西16条南4丁目60番17	TEL. 0155-41-8131	FAX. 0155-41-8133	ATM 2台
北 支 店	〒080-0802 帯広市東2条南5丁目13番地	TEL. 0155-23-2135	FAX. 0155-24-0327	ATM 1台
幕別支店	〒089-0603 中川郡幕別町本町93番地2	TEL. 0155-54-2428	FAX. 0155-54-4324	ATM 1台
上士幌支店	〒080-1408 河東郡上士幌町東3線237番地	TEL. 01564-2-3111	FAX. 01564-2-4144	ATM 1台
南 支 店	〒080-0015 帯広市西5条南19丁目9番地	TEL. 0155-27-2298	FAX. 0155-24-0391	ATM 1台
西 支 店	〒080-0028 帯広市西18条南2丁目11番地	TEL. 0155-33-9191	FAX. 0155-35-6819	ATM 1台
啓北支店	〒080-0043 帯広市西13条北4丁目1番地	TEL. 0155-33-1212	FAX. 0155-33-1215	ATM 1台



tokachishinkumi
DISCLOSURE
2015

